

鴻巣市業務継続計画

令和7年1月

鴻巣市

目次

第1章	鴻巣市業務継続計画の基本方針	1
1	計画策定の方針	1
2	鴻巣市業務継続計画の基本方針	1
3	業務継続計画（BUSINESS CONTINUITY PLAN = BCP）とは	2
4	想定する危機事象	3
5	計画の位置づけ及び地域防災計画との関係	4
第2章	被害想定と業務等への影響	6
1	想定地震	6
2	市内全体の被害想定（外部環境）	6
第3章	職員参集可能人員	9
1	職員の参集予測	9
2	非常時優先業務に必要な職員数	10
第4章	非常時優先業務	11
1	非常時優先業務の選定	11
第5章	業務継続の課題と対策	20
1	人的資源に関する課題と対策	20
2	物的資源に関する課題と対策	22
3	情報に関する課題と対策	23
第6章	計画の推進	24
1	推進体制	24
2	研修・訓練の実施	24
3	計画の見直し	24
	改廃手続き	24

第1章 鴻巣市業務継続計画の基本方針

1 計画策定の方針

鴻巣市地域防災計画で想定する「東京湾北部地震」や「関東平野北西縁断層帯地震」などの大地震に備え、市民の生命、身体及び財産の保護をするため、人員やライフラインなどが制約された状況において、非常時優先業務をなるべく中断させず、また中断した場合でも早急に復旧するために市が行うべき事項を定める。

2 鴻巣市業務継続計画の基本方針

【基本方針1】

地震発生時においては、市民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限にとどめることが市の第一の責務であるため、災害応急対策を中心とした、非常時優先業務を最優先に実施する。

【基本方針2】

非常時優先業務以外の通常業務については、積極的に休止・抑制する。その後、非常時優先業務に影響を与えない範囲で、順次再開を目指す。

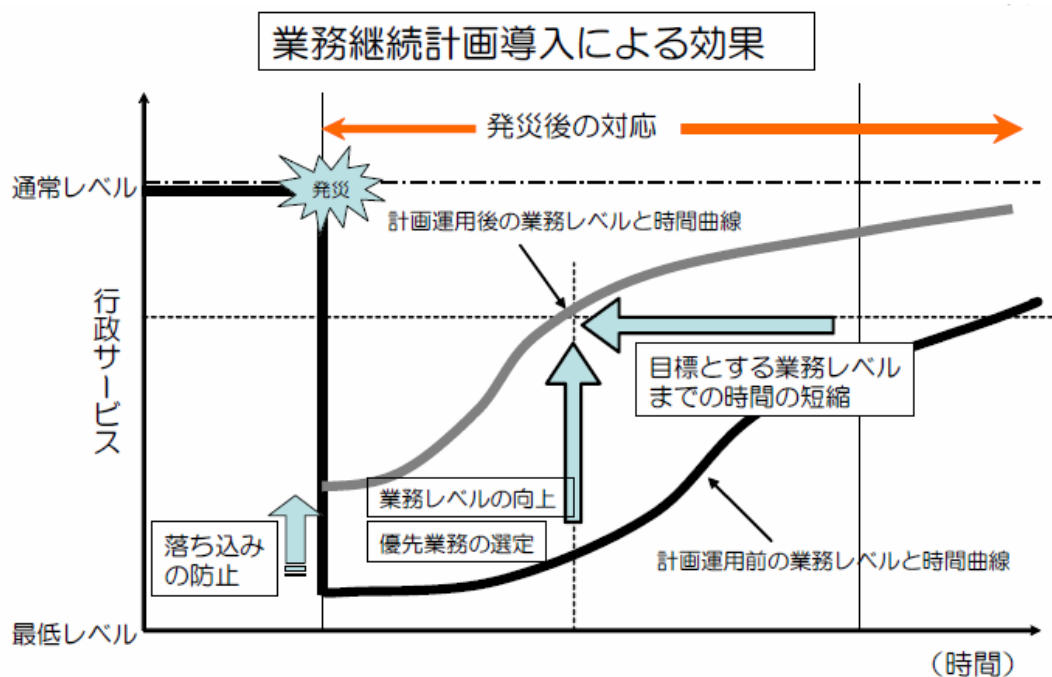
【基本方針3】

非常時優先業務の実施に必要となる人員や資機材等を確保するため、業務内容をさらに精査するとともに、あらかじめ優先順位を定めておく。

3 業務継続計画（BUSINESS CONTINUITY PLAN = BCP）とは

鴻巣市業務継続計画（以下、本計画）とは、災害発生時に住民の生命・生活及び財産を保護し、社会経済活動を維持するために、優先して遂行する業務（非常時優先業務）を効果的に遂行するうえで、必要な資源の準備や対応方針・手段を定め、かつ復旧を早めるための計画である。すなわち、①事前対策、②災害発生後の対応、③平常時のBCPの維持・管理、④継続的な見直しの各要素すべてを含むものである。

大規模地震等の自然災害発生時には、市庁自身も被災し、職員や市内公共施設における各種インフラ等に被害が生じることが想定される。職員はこうした状況のなかでも、鴻巣市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、迅速かつ的確な災害応急対応が求められることに加え、市民生活に重大な影響をもたらす行政サービス等の通常業務についても、継続実施や早期再開が求められることとなる。こうした事態に備えて業務を中断させない、又は早急に復旧させるための取り組みについて定めるものである。



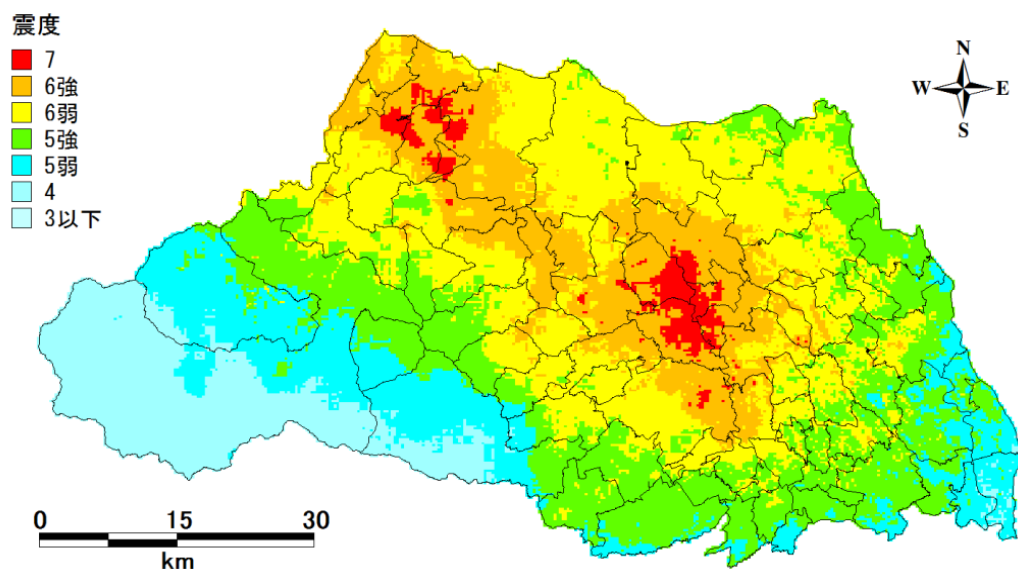
図表—1

4 想定する危機事象

本市で想定される大規模災害は、地震、風水害など各種自然災害が考えられる。想定災害の選定に当たっては、他の危機事象についても応用できるような計画とするため、より業務継続が困難な状況を想定する必要がある。

については、地域防災計画上で位置付けた応急対策業務に職員が従事するための防災活動拠点である市役所庁舎が最も被害を受ける災害として想定する「関東平野北西縁断層帯地震」（「埼玉県地震被害想定調査報告書」（平成 26 年 3 月）に基づく）を危機事案とする。

なお、本計画では風水害など他の危機事象について位置付けない。あらゆる危機事象を想定したとしても想定を超える事象（不測の事象）は発生し得るものであり、市役所庁舎が最も被害を受ける災害に基づき対応策を整理しておくことで、想定外の事態を含む幅広い危機事象に対しても、本計画を可能な限り応用し対応するものとする。



図表—2 資料：埼玉県地震被害想定調査結果（平成26年3月）

5 計画の位置づけ及び地域防災計画との関係

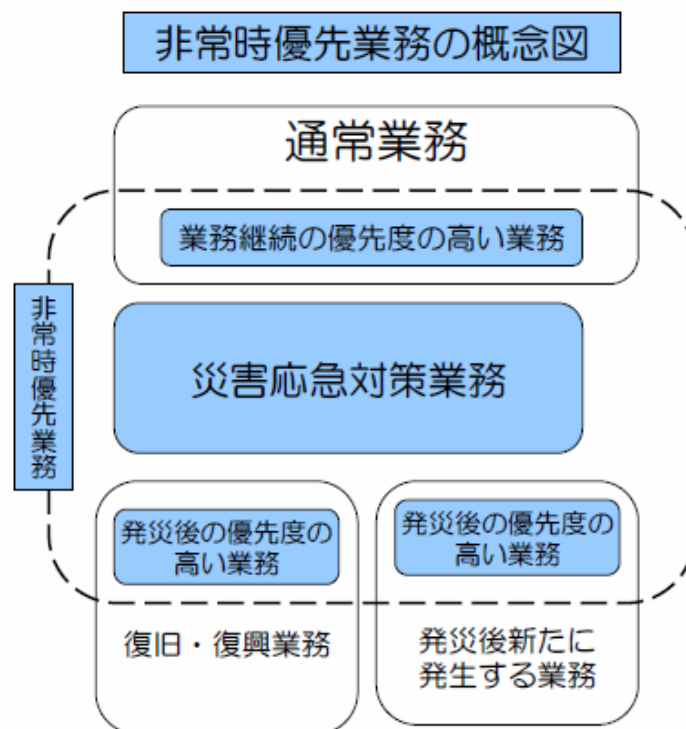
鴻巣市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、震災予防から応急対策、復旧・復興まで、長期的な施策も含めた幅広い取り組みを定めた計画である。一方、鴻巣市業務継続計画は、市自体も被害を受けるなか、市が災害時に優先的に取り組むべき業務を非常時優先業務としてあらかじめ抽出し、制約された資源を効率的に投入することを明らかにすることで、業務遂行の実効性を確保するための計画である。

非常時優先業務のうち、「災害応急対策業務」は、地域防災計画に基づく業務である。業務遂行上の前提条件や通常業務実施の是非等の点で地域防災計画と鴻巣市業務継続計画は異なる計画となっているが、両計画は個別独立して存在すべきものではなく、市として両者の整合性を図っていく必要がある。

このほか、地域防災計画における人的支援に関する位置付けがあるが、これらはそれぞれ保有する計画等の特徴に基づき本計画を補完する関係にある。

【用語の定義：非常時優先業務】

非常時優先業務は、災害発生後の限られた資源のなかにあっても、市の復旧・復興や市民生活を維持するために、他の業務に優先して継続・早期復旧を図らなければならない緊急性の高い業務をいう。下図のとおり、「災害応急対策業務」と「通常業務、復旧・復興業務、発災後新たに発生する業務のうちの優先度の高い業務」に区分することができる。



図表—3 非常時優先業務の概念図

6 計画の発動基準

- (1) 大規模な災害が発生し、鴻巣市災害対策本部（以下、「市本部」という。）が設置され、非常体制が敷かれた場合には、自動的に発動するものとする。また、それ以外の場合において、鴻巣市災害対策本部長（市長）が必要と認めた場合には発動できるものとする。
- (2) 市長は、通常体制への復帰が相当であると判断したときは、その旨の指示を行うものとする。
- (3) 本計画が発動された場合は、関連する計画に優先して適用されるものとする。

市本部設置基準(参考)

【地震】

- ・市内で震度5強以上の地震が発生した場合
- ・その他災害対策本部長が必要と認めた場合

【風水害等】

- ・気象警報が発表され、相当な被害が発生した場合又は発生するおそれのある場合
- ・気象等に関する特別警報が発表された場合
- ・避難指示等を発令する場合
- ・荒川や利根川等の堤防の破堤のおそれがある場合
- ・その他災害対策本部長が必要と認めた場合

第2章 被害想定と業務等への影響

1 想定地震

本計画において想定する地震は、地域防災計画で想定する「関東平野北西縁断層帯地震」（震源断層の北を破壊開始点とするケース）とする。想定では、鴻巣市全体が震度6弱以上の揺れに見舞われるとされている。

発災の季節・時刻・風速のケースの設定

本計画の策定に当たっては、平成26年3月埼玉県地震被害想定調査の次のケースをもとに検討した。

- 冬（2月）の午後6時、風速8m/s
- ・ 建物の倒壊件数は、半壊・全壊を合わせて13,853棟であり、出火による焼失棟数は1,442棟と予測される。
- ・ 市職員のほとんどは自宅等で被災

2 市内全体の被害想定（外部環境）

(1) 人的被害・物的被害等

本計画における市の人的被害・物的被害は、鴻巣市地域防災計画に基づき以下のとおりとした。

鴻巣市内の被害想定

被 害		発生時刻 風 速	冬の午後6時 8m/s
人的被害	死者		415人
	負傷者		2,163人
	避難者（1週間後）	避難所避難者	12,829人
		避難所外避難者	12,829人
	帰宅困難者（県内及び県外）		8,745～9,234人
建物被害	建物被害（全壊）		6,300棟
	建物被害（半壊）		7,553棟
	火災による建物被害		1,442棟

図表—4

(2) ライフライン・インフラの被害と復旧

① 電力被害

地震発生直後の停電世帯数は24,518世帯、停電人口は67,622人、停電率は56.52%と予測される。

② 上下水道被害

上水道の被害箇所数は、市域全体で4箇所、被害率は0.71か所/km、断水人口は82,247人と予測される。

下水道の被害延長は126km、被害率は32.30%と予測され、下水道の機能支障を受ける人口は、28,750人と予測される。

③ その他

通信の被害は、不通回線数が1,705回線と予測される。

(3) 避難者及び帰宅困難者の発生

被害想定から、「関東平野北西縁断層帯地震」の発災時には、12,829人の避難者及び最大9,234人の帰宅困難者が発生し、避難所等へ避難することから、避難所の運営等には多くの職員の労力が割かれることが予想される。

(4) 道路・交通機関への影響

幹線道路（国道17号線など）が首都圏と上信越方面を結ぶ交通の要衝となっており、道路閉鎖等が起きた際の災害活動等への支障が懸念されるため、早期復旧活動への対応は重要となる。また、JR高崎線が走っており、首都圏へ通勤・通学する市民の主要な交通手段となっているため、帰宅困難者対策とともに早期復旧は重要となる。

(5) 震災廃棄物

震災廃棄物は、全壊建物、半壊建物等による躯体残骸物を対象とし、132.7万トンが予測される。

3 市業務等への影響（内部環境）

想定する地震が発生した場合、市の業務に対して以下のような影響が懸念される。そのため、特に、非常時優先業務の継続にあたっては、最低限必要な資源を把握しておき、必要量を確保して優先的に利用するための準備を行う必要がある。

(1) 職員の被害と参集への影響

勤務中の職員においては、オフィス家具や事務機器の転倒等による負傷者が多数発生する可能性がある。また、自宅滞在中・帰宅途中等の職員においては、参集が遅れる、あるいは参集できない可能性がある。特に、市外に住む職員は、鉄道被害や道路の閉鎖状況のために参集が大幅に遅れることが予想される。

全ての職員が被災する可能性があることを前提として、日頃より、執務スペースの整理・耐震対策や、徒歩等（徒歩、自転車、バイク）による参集に備えておく必要がある。

鴻巣市における職員の参集予測は、第3章「職員参集可能人員」のとおりである。

(2) 庁舎機能の確保への影響

市役所をはじめ市職員が勤務する施設は、想定する地震により倒壊する可能性は低い、固定されていないオフィス家具や事務機器が転倒する等、執務スペースの確保が困難になるとともに、エレベーターの停止により、閉じ込め被害が発生することも予想される。

また、停電や通信の不通等ライフラインの被害により、端末や一般電話・ファックス、IP電話器、テレビ等の利用が制限され、職員の安否確認や関係機関との連絡に支障をきたすことが予想される。さらに、公共施設等では、駅や繁華街、大規模集客施設等に溢れた滞留者や帰宅困難者が避難してくることで、施設内の安全確保や来庁者案内等の業務負荷が増大する可能性がある。

一方、庁舎が機能している場合でも、災害対応は広範にわたり、職員が大幅に不足することが想定されることから、優先度の高い通常業務は、優先順位及び参集場所に応じて業務を取捨選択し、どの市有施設でどのようなサービスを行うかを決定する必要がある。

項目	対応状況	
耐震化	市が所有する防災上重要な公共建築物69棟の耐震化率100%である。(令和5年度末時点)	
	公共建築物	耐震化率
	災害対策本部が設置される庁舎	100%
	上記以外の庁舎	100%
	指定避難所(小学校)	100%

図表— 5

災害対策本部が設置される新館及び本庁舎で想定される状況は以下のとおりである。

項目	想定される状況
電力	○ 停電時の電力供給は、非常用発電機により供給される。(72時間)
通信 (電話)	○ 庁舎の電話 ・ 災害時優先停電対応電話4回線(アナログ電話) 危機管理課、総合政策課、財政課、宿直室に設置 ・ 移動系防災行政無線電話 ○ 停電時には、外部との連絡手段として災害時優先停電対応電話を使用し、内部との連絡手段は移動系防災行政無線電話を使用する。
ガス	○ 都市ガスは安全措置によりガスの供給が中断する。
水道	○ 上水道が停止した場合の飲料水は、非常用備蓄から供給する。 (耐震性貯水槽、ペットボトル飲料水 3日分程度) ○ 中水道が停止した場合 ・ 新館においては、2階多目的トイレのみ井戸水を利用しているため使用可能。(非常用発電機が稼働する72時間) ・ 本庁舎においては、受水槽から中水を供給する。 (非常用発電機が稼働する72時間)

図表— 6

(3) 情報システムへの影響

住民サービスに関わる大半の業務は情報システムで運用しており、システムやネットワークの中断は各課の業務継続に多大の影響を与えるため、耐震化対策はもとより想定被害に対する代替策や早期復旧体制を構築しておくことが重要となる。

このため、情報システムの耐震化、非常用発電機による同システムの運用継続体制、並びに各課が独自に管理するサーバーの早期復旧体制を確立しておく必要がある。

項目	想定される状況
情報システム	○ 電源が確保されない限り、情報システムの稼働はできない。 ○ 転倒防止対策をしていないサーバーが転倒により損傷する。 ○ パソコンが落下転倒により損傷する。 ○ 損傷したサーバーは、バックアップデータの回復を含めて数日から1か月程度を要する。バックアップデータがない場合は使用不能。

図表— 7

第3章 職員参集可能人員

1 職員の参集予測

本計画では、夜間・休日の勤務時間外に発災したことを想定し、職員（令和6年1月1日時点で725名）を対象として、参集予測を行った。予測にあたり、職員の居住地と参集先の距離から、徒歩等参集にかかる時間を算出しただけでなく、本人の死亡・負傷等による参集困難者を考慮して集計した。

職員の被災を考慮しない場合の参集状況は、次のとおりである。

- 当日の参集率は、62%（被害者を除く）である。
 - ※「当日」とは、連続徒歩による参集が現実的と考えられる、発災後5時間以内（15km 圏内）としている。
 - 参集先から30km 以内の距離の場所に居住する職員は、徒歩又は自転車等を用いて3日以内には参集する。30km 以遠に居住する職員でも、被害が比較的軽微な地域であれば、公共交通機関等が順次復旧していくことが予想されるため、大半が3日以内に参集できる。合わせて69%の職員が、3日以内に参集できると考えられる。
 - 参集先から30km 以遠に居住する職員を含め、概ね1週間以内に71%が参集できる。

なお、死傷及び自宅被害により参集できない職員が全職員の29%程度と想定される。

時間毎の職員参集予測						
経過時間 実歩行距離 参集予測	当日中			3日以内	1週間以内	合計
	～1時間	～3時間	～5時間			
	～3km	～9km	～15km	～30km	30km～	
参集者	202人	290人	149人	67人	17人	725人
参集者累計	202人	492人	641人	708人	725人	725人
全体参集率	28%	68%	88%	98%	100%	—
死傷者 ^(※1)	4人	6人	3人	1人	—	14人
自宅被害 ^(※2)	55人	79人	41人	18人	5人	198人
被害者（死傷者＋自宅被害） を除いた参集者合計 （参集率）	143人 (20%)	558人 (48%)	641人 (62%)	688人 (69%)	699人 (71%)	699人 (71%)

図表―8 （令和6年1月1日時点の人員体制で算出）

※1：鴻巣市全体の死傷者率（0.02）を乗じた数値
死傷者率＝死者（415）＋負傷者（2,163）÷総人口（117,661）
鴻巣市地域防災計画被害想定データを基に算定

※2：自宅被害は、鴻巣市の建物全壊率（0.27）（火災による焼失は含まない。）を乗じた数値
建物全壊率＝建物倒壊数（13,853）÷総建物棟数（木造・非木造50,730）
鴻巣市地域防災計画被害想定等のデータを基に算定

2 非常時優先業務に必要な職員数

時間ごとの参集予測結果と非常時優先業務に必要な職員数とを比較すると、特に発災3日後及び1週間後において非常時優先業務を実施するための人員が不足しており、初動時の人員不足及び継続的な要員の確保が課題となっていることがわかる。

非常時優先業務の実施に必要な職員数と参集予測人員比較

項目		当日	3 日以内	1 週間以内
参集予測人員		453	501	513
必要な職員数		591	783	670
	応急対策業務	432	564	394
	優先度の高い通常業務	159	219	276
不足人数		138	282	157

図表—9

第4章 非常時優先業務

1 非常時優先業務の選定

(1) 非常時優先業務の考え方

非常時優先業務は、災害時特有の業務である応急対策業務と、平時から実施する通常業務のうち災害時においても行うべき優先度の高い通常業務から構成される。本計画では、地域防災計画に位置付けた応急対策業務と、本市の通常業務がリスト化されている組織規則から、災害時においても行うべき優先度の高い通常業務を抽出し、非常時優先業務として選定した。

優先度の評価

優先度の評価については、各業務が中断した際に影響の及ぶ事象及び発災からの中断期間に応じた影響の程度の2つの基準で優先度を評価する。

ア 影響の及ぶ事象について

業務が中断した場合、様々な影響を及ぼすと考えられるが、とりわけ大きな影響が及ぶものを非常時優先業務とする。なお、影響の及ぶ事象は、以下の5項目とする。

- 市民の生命・生活への影響
 - 個人の権利・資産への影響
 - 地域の事業者への影響
 - 法定処理期間・期日への影響
 - 社会機能の維持・回復への影響

イ 目標着手時間

各業務について目標着手時間別に優先度の整理を行う。目標着手時間とは、発災後その期間内に業務に着手すれば重大な影響が生じるのを防止・抑止できる時点を指すもので、区分は以下のとおりとする。

目標着手時間の区分			
当日中	3日以内	1週間以内	1週間以上

図表—10

ウ 優先度の評価について

各業務について、ア、イで整理した結果から、非常時優先業務として、下記のとおり A～D の優先順位付けを行う。(D は非常時優先業務の対象外となる)

業務中断期間による評価基準

優先度	業務中断期間による影響の程度
A	発災後直ぐに業務に着手しないと、住民の生命・生活及び財産、または都市機能維持に重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務
B	遅くとも発災後3日以内に業務に着手しないと、住民の生命・生活及び財産、または都市機能維持に相当の影響を及ぼすため、早期に対策を講ずべき業務
C	遅くとも発災後1週間以内に業務に着手しないと、住民の生命・生活及び財産、または都市機能維持に影響を及ぼすため、対策を講ずべき業務
D	発災後1週間以上は着手せず、中断が住民の生命・生活及び財産、都市機能維持に直ちに影響を及ぼさないと見込まれる業務

図表— 1 1

(2) 主な非常時優先業務と目標着手時間

災害対策本部体制のほか、市民への影響が大きいと評価された業務のうち、主な業務の目標着手時間は、以下のとおりである。発災当日における「優先度の高い通常業務」については、人命に関すること及び緊急性等の観点から、順次着手していくこととする。

主な非常時優先業務と着手時間

部	班 (担当課) (●は班長)	非常時優先業務	
		応急対策業務	優先度の高い通常業務
市長政策室	情報収集班 ●秘書課 総合政策課 財政課	【当日中】 - 報道機関との連絡及び相互協力に関すること - 報道機関に対する発表に関すること - 災害写真等の収集及び災害記録に関すること - 災害対策活動の広報に関すること - 被害情報等の収集及び整理に関すること - 災害対策本部会議運営の支援に関すること - 本部の対応状況の撮影、記録、保管に関すること 【3日以内】 - 災害視察者及び見舞客に関すること - 災害応急対策に関する予算措置に関すること - 災害復興対策の予算に関すること	秘書課 【当日中】 - 市長及び副市長の指示事項に関すること - 広聴に関すること - 市ホームページの管理・運営に関すること 【3日以内】 - 渉外及び交際に関すること - 市民の要望、陳情等に関すること 【1週間以内】 - 報道機関との連絡調整に関すること

部	班（担当課） （●は班長）	非常時優先業務	
		応急対策業務	優先度の高い通常業務
統括部	統括班 ●危機管理課	【当日中】 ・災害対策本部に関すること ・災害情報・気象情報に関すること ・避難情報に関すること ・危険物の安全確保に関すること ・国及び県への要請及び災害報告に関すること ・自衛隊及び他の市町村への応援要請に関すること ・市防災行政無線の管理、運用に関すること ・消防団の招集、配備に関すること ・自主防災組織との連絡に関すること ・救出活動に関すること 【3日以内】 ・輸送オペレーションチームの結成に関すること 【1週間以内】 ・受援に関すること ・災害救助法の適用申請に関すること	危機管理課 【当日中】 ・危機管理の総合調整に関すること ・消防に係る埼玉県央広域事務組合との連絡調整に関すること ・国民保護に関すること
総務部 会計管理者	コールセンター班 ●総務課 やさしさ支援課 契約検査課 会計課 監査委員事務局	【当日中】 ・市民からの電話の問い合わせに関すること ・市民からの情報の整理及び処理に関すること ・災害対策本部の出納に関すること 【3日以内】 ・人権侵害等防止に関すること ・義援金受取及び管理に関すること	総務課 【当日中】 ・公印の管理に関すること 【1週間以内】 ・郵便物等の取扱いに関すること やさしさ支援課 【1週間以内】 ・男女共同参画の推進に関すること ・ドメスティック・バイオレンスに関すること 会計課 【当日中】 ・現金の出納及び保管に関すること
	職員班 ●職員課	【当日中】 ・職員の動員に関すること ・職員の健康管理に関すること ・職員の心のケアに関すること ・職員の食事の配分に関すること 【3日以内】 ・応援職員の派遣に関すること 【1週間以内】 ・災害従事者の損害補償に関すること	職員課 【3日以内】 ・職員の任免、分限、懲戒、服務その他勤務条件に関すること

部	班（担当課） （●は班長）	非常時優先業務	
		応急対策業務	優先度の高い通常業務
	システム班 ●ICT 推進課	【当日中】 ・情報通信システム機器に関すること ・災害対策本部会議運営の支援に関すること	ICT 推進課 【当日中】 ・情報通信ネットワークの整備及び管理に関すること 【3日以内】 ・情報システムの維持管理及び運用に関すること
財務部	資産管理班 ●資産管理課	【当日中】 ・市有財産の被害状況の集約に関すること ・公用車の配車及び借上げ自動車の確保に関すること 【3日以内】 ・燃料の確保に関すること ・避難所及び公共施設の応急危険度判定の支援に関すること 【1週間以内】 ・被災建築物の応急危険度判定の支援に関すること	資産管理課 【当日中】 ・本庁舎、新館の管理及び運用に関すること ・車両（特殊なものを除く。）の集中管理に関すること ・包括施設管理業務の総括に関すること
	被害認定調査班 ●税務課 収税対策課	【3日以内】 ・家屋等の被害調査に関すること（災害復旧計画策定に必要な概況調査を含む） 【1週間以内】 ・罹災証明に関すること ・被災証明に関すること	
市民生活部 吹上支所 川里支所	市民支援班 ●市民課 自治振興課 吹上支所 川里支所	【当日中】 ・被災者の安否情報の収集及び提供に関すること ・身元不明者等の情報に関すること ・行方不明者の搜索の受付に関すること ・遺体の収容、処理及び埋火葬に関すること 【1週間以内】 ・総合窓口の設置及び市民からの各種相談の受付に関すること ・避難所外避難者の相談に関すること	市民課 【当日中】 ・戸籍、住民基本台帳、印鑑、埋火葬、改葬及び死産の届出、申請等に関すること ・マイナンバーの付番及び通知に関すること ・埋火葬、改葬許可証及び諸証明書の交付に関すること ・パスポートの発給手続き 【3日以内】 ・戸籍、住民基本台帳等の記録管理に関すること ・住居表示に関すること ・戸籍及び住民票謄抄本並びに印鑑登録証明書の交付に関すること ・自動車臨時運行許可に関すること 自治振興課 【当日中】 ・市民活動センターに関すること ・コミュニティセンターに関すること ・公共交通に関すること 【1週間以内】 ・防犯に関すること

部	班（担当課） （●は班長）	非常時優先業務	
		応急対策業務	優先度の高い通常業務
市民生活部 吹上支所 川里支所			吹上支所／川里支所 【当日中】 ・庁舎及び車両等の管理に関するこ と ・本庁との連絡調整に関するこ と ・戸籍、住民基本台帳、印鑑、埋火葬 及び死産の届出、申請等の受付に関 するこ と ・埋火葬許可証及び諸証明書の交付 に関するこ と 【3日以内】 ・戸籍及び住民票謄抄本並びに印鑑 登録証明書の交付に関するこ と ・自動車臨時運行許可に関するこ と
健康福祉部	福祉班 ●福祉課 障がい福祉課 こども応援課 保育課	【当日中】 ・市社会福祉協議会との連絡調整に 関するこ と ・要配慮者の対策に関するこ と ・災害救助法の手続等に関するこ と ・福祉避難所の開設及び運営に関す るこ と 【3日以内】 ・赤十字奉仕団等の応援要請及び受 入れに関するこ と ・義援金受理及び管理に関するこ と 【1週間以内】 ・ボランティアの受入れに関するこ と	福祉課 【当日中】 ・社会福祉協議会との連絡調整に関 するこ と ・養護老人ホームの措置に関するこ と 【3日以内】 ・日赤鴻巣市地区に関するこ と 【1週間以内】 ・災害見舞金、災害弔慰金等の支給に 関するこ と 障がい福祉課 【当日中】 ・鴻巣市障害者支援施設との連絡調 整に関するこ と ・障害者施設に関するこ と 【1週間以内】 ・自立支援給付管理事務に関するこ と こども応援課 【当日中】 ・児童センターに関するこ と ・放課後子ども教室に関するこ と ・放課後児童クラブとの連絡調整業 務 保育課 【当日中】 ・市立保育所の管理に関するこ と ・保育所等との連絡調整に関するこ と ・つつみ学園の管理に関するこ と

部	班（担当課） （●は班長）	非常時優先業務	
		応急対策業務	優先度の高い通常業務
	保健医療班 ●健康づくり課 介護保険課 子育て支援課 国保年金課	【当日中】 ・保健所及び医療関係機関等との連絡調整に関する事 ・医療救護班の編成に関する事 ・医療救護所の設置に関する事 ・医療救護全般に関する事 ・負傷者の収容及び搬送に関する事 ・衛生医薬品等の確保に関する事 ・助産及び乳幼児の救護に関する事 【3日以内】 ・防疫及び保健衛生に関する事 【1週間以内】 ・避難者のメンタルヘルスに関する事	健康づくり課 【3日以内】 ・感染症等の予防に関する事 ・精神保健に関する事 ・自殺対策に関する事 【1週間以内】 ・食育に関する事 ・歯科口腔保健に関する事 介護保険課 【当日中】 ・高齢者福祉センターとの連絡調整に関する事 【3日以内】 ・要支援高齢者等の介護予防及び生活支援に関する事 【1週間以内】 ・介護保険被保険者の資格管理に関する事 子育て支援課 【当日中】 ・こども家庭センターに関する事 【1週間以内】 ・要保護児童対策に関する事 国保年金課 【1週間以内】 ・後期高齢者医療制度に関する事
環境経済部	環境衛生班 ●環境課	【当日中】 ・ごみ処理及び清掃に関する事 ・し尿処理・ごみ処理施設等の被害調査に関する事 ・仮設トイレ等に関する事 ・住居敷地内の障害物の除去に関する事 ・処理業者との連絡及び相互協力に関する事 ・災害廃棄物の処理に関する事	環境課 【当日中】 ・火葬場及び葬祭場に係る埼玉県央広域事務組合との連絡調整に関する事 ・一般廃棄物の処理に関する事 ・埼玉中部環境保全組合、彩北広域清掃組合及び北本地区衛生組合との連絡調整に関する事

部	班（担当課） （●は班長）	非常時優先業務	
		応急対策業務	優先度の高い通常業務
	生活物資班 ●商工観光課 農政課 農業委員会 道の駅整備プロジェクト	【当日中】 ・農地・農業用施設・農作物等の被害調査、応急対策及び復旧に関すること ・生活必要物資等の調達に関すること 【3日以内】 ・食料の調達に関すること ・企業との応急活動連携に関すること ・義援物資の受入れ、保管、仕分けに関すること ・商工団体との連絡調整に関すること 【1週間以内】 ・死亡獣畜の処理に関すること	農政課 【当日中】 ・土地改良施設の管理に関すること 【3日以内】 ・川里農業研修センターの管理運営に関すること 【1週間以内】 ・農産物の流通に関すること 農業委員会事務局 【当日中】 ・公印の保管業務 【1週間以内】 ・諸証明業務 商工観光課 【当日中】 ・産業観光館との連絡調整に関すること ・花と音楽の館かわさとに関すること ・就労支援センターとの連絡調整に関すること ・鴻巣駅東口駐車場に関すること ・にぎわい交流館に関すること
都市建設部	道路等応急復旧班 ●道路課 都市計画課（産業団地プロジェクト） 市街地整備課	【当日中】 ・道路施設の被害調査、応急対策及び復旧に関すること ・緊急輸送車両の確保に関すること ・交通規制に伴う交通誘導に関すること ・障害物の除去に関すること ・緊急輸送道路の確保に関すること ・応急復旧資機材の調達及び保管に関すること ・土木建築関係業者との連絡及び相互協力に関すること。 ・避難場所（公園）の被害調査に関すること 【3日以内】 ・被害認定調査班との連携による災害復旧計画策定に必要な概況調査に関すること 【1週間以内】 ・災害復旧事業に関すること	道路課 【当日中】 ・道路、橋りょう、河川及びその附帯施設の管理に関すること ・交通安全施設の整備に関すること 都市計画課 【3日以内】 ・都市施設の管理及び交通バリアフリーに関すること 【1週間以内】 ・公園施設の管理に関すること ・ふるさと総合緑道に関すること
	住宅応急復旧班 ●建築住宅課	【当日中】 ・避難所及び公共施設の応急危険度判定に関すること 【3日以内】 ・被災建築物の応急危険度判定に関すること 【1週間以内】 ・被災宅地危険度判定に関すること	建築住宅課 【3日以内】 ・市営住宅及び附属施設の管理に関すること

部	班（担当課） （●は班長）	非常時優先業務	
		応急対策業務	優先度の高い通常業務
上下水道部	下水道班 ●下水道課 経營業務課	【当日中】 ・下水道施設の被害調査、応急対策及び復旧に関する事	下水道課 【当日中】 ・下水道施設及び農業集落排水施設の維持及び管理に関する事 ・荒川左岸北部流域下水道の報告に関する事 【1週間以内】 ・公共下水道及び農業集落排水施設の水質に関する事 ・下水道台帳及び農業集落排水台帳の調製及び保管に関する事
	水道班 ●水道課 経營業務課	【当日中】 ・応急給水活動に関する事 ・水道に関わる広報活動に関する事 ・水道施設の被害調査、応急対策及び復旧に関する事 ・応急資機材の調達に関する事 ・水道関係業者との連絡及び相互協力に関する事	水道課 【当日中】 ・応急給水に関する事 ・配水管等の維持管理に関する事 ・破損による広報及び他の機関への連絡並びに損害弁償金に関する事 ・赤水及び濁水対策並びに排泥処理に関する事 ・浄水場との連絡調整に関する事 ・取水、受水、浄水及び配水施設の総合管理に関する事 ・水質管理に関する事 【3日以内】 ・貯水槽水道に関する事 経營業務課 【当日中】 ・水道の開栓及び閉栓に関する事 【3日以内】 ・上下水道料金の収納に関する事
教育部	教育班 ●教育総務課 学務課 学校支援課	【当日中】 ・児童生徒の安全確保に関する事 ・学校及び関係機関その他団体との連絡調整に関する事 ・避難所の開設及び運営に関する事 ・教職員の動員に関する事 ・帰宅困難者対策に関する事 【3日以内】 ・避難所の炊き出しに関する事 ・学用品及び教科書の調達及び配分に関する事	教育総務課 【当日中】 ・教育委員会の所管に属する職員（教職員を除く。）の人事及び服務に関する事 【1週間以内】 ・学校給食の運営に関する事 学務課 【当日中】 ・児童生徒の就学に関する事 学校支援課 【当日中】 ・特別支援教育に関する事 【3日以内】 ・学校の環境衛生に関する事 ・児童生徒の保健衛生に関する事 ・学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事

部	班（担当課） （●は班長）	非常時優先業務	
		応急対策業務	優先度の高い通常業務
	生涯学習班 ●生涯学習課 スポーツ課 公民館	【当日中】 ・避難所の開設及び運営に関するこ と ・帰宅困難者対策に関するこ と 【1週間以内】 ・文化財の被害調査、応急対策及び 復旧に関するこ と	生涯学習課 【当日中】 ・図書館に関するこ と ・文化センターとの連絡調整に関す ること ・映画館との連絡調整に関するこ と ・鴻巣市立集会所の管理運営に関す ること スポーツ課 【当日中】 ・社会体育施設及び設備の管理運営 に関するこ と 公民館 【当日中】 ・施設の維持管理 ・本庁との連絡調整に関する業務
議会部	議会班 ●議会総務課	【当日中】 ・議会に関するこ と	議会総務課 【当日中】 ・議員に関するこ と ・職員の人事、服務に関するこ と ・公印の管理に関するこ と ・本会議等に関するこ と ・議場その他各室の管理及び取締り に関するこ と 【1週間以内】 ・各種の調査及び資料の収集、保存及 び整理に関するこ と

第5章 業務継続の課題と対策

1 人的資源に関する課題と対策

(1) 災害対策本部の体制

市の地域において想定する地震が発生した場合には、鴻巣市災害対策本部条例（昭和39年鴻巣市条例第17号）の規定等に基づき、災害対策本部を設置し、災害対策本部長（市長）の統括のもと全庁的な体制をもって対応にあたる（詳細は地域防災計画を参照）。

(2) 職員の参集体制

災害発生直後に非常時優先業務の実施体制を確保するためには、必要な人員の確保と適切な配置が不可欠である。特に、想定する地震が夜間・休日の勤務時間外に発生した場合には、迅速な職員の安否確認及び参集状況の把握が求められる。

① 必要人員数の確保

職員は、参集状況に応じて優先度の高い非常時優先業務に取り組むものとする。職員数の不足が見込まれる中、非常時優先業務を迅速かつ的確に遂行するためには、必要な人員の確保と適切な配置を行う必要がある。

- ・ 参集基準を明確化し、原則所属課所への参集を徹底し、初動体制の人員確保を図る。
- ・ 各課所において非常時優先業務に係る要員をあらかじめ指定する。また、発災直後の職員の行動を明確化するとともに、いち早く参集可能な人員の把握と職員の安否確認を行う。

② 職員の安否確認要領の確立

必要な人員の確保と適切な配置を行うためには、職員の安否確認を速やかに実施する必要がある。

- ・ 職員の参集の可否及び安否のとりまとめは、通常組織における各課所が行うものとする。主管課は部内職員のとりまとめを行うものとし、部内職員の参集の可否及び安否を把握し、職員班を通じて災害対策本部に報告（発災から1時間経過ごと）する。
- ・ 主管課は、部局内の職員の電話、携帯電話、メール、携帯電話メールの連絡先を把握し、部局内の職員にあらかじめ報告方法を周知するとともに、とりまとめ方法や様式を含め、常に安否確認等ができる連絡体制を構築しておく。

③ 指揮命令系統

災害時において実施責任者が不在で連絡が取れない場合においては、鴻巣市地域防災計画及び鴻巣市事務決裁規程（昭和59年鴻巣市訓令第3号）の代決規定による。

責任者	代理順位	
	第1順位	第2順位
本部長（市長）	副市長	教育長
部長	副部長	主管課長
課長	主管副課長	主管主査

図表—13 権限代行者の考え方

(3) 職員の応援体制

本部長室の判断、各部・班の応援要請に基づき、職員の参集状況、担当する業務に必要な資格や経験等の人的資源を勘案し、非常時優先業務が実施できるよう、人員の把握、方針の確認、職員配置及び準備を行う。

【受援・応援の実施手順】

① 応援の必要性の把握

災害対策本部各部長及び現地災害対策本部長は、応援を必要とする業務と大まかな必要人員を把握する。

② 応援の要請

災害対策本部各部長及び現地災害対策本部長は、統括部長に応援を要請する。

③ 具体的な調整

統括部長は、要請を受け、応援する部、応援する職員数、業務内容、応援期間等具体的な調整を実施する。

④ 応援の決定

本部長は、統括部長の調整結果を受け、応援の実施を決定する。

⑤ 応援部と受援部の調整

応援実施の決定を受け、応援する部は、応援を受ける部と、人選等具体的な調整を実施する。

⑥ 職員の応援の実施

応援する部は、応援を受ける部との調整に基づき、職員の応援を実施する。

2 物的資源に関する課題と対策

(1) 市庁舎等

発災時の業務継続には庁舎等公共施設の使用が前提となる。災害対策本部の設置場所となる市役所新館は、第1章4 想定する危機事象で定める被害想定では震度7の予想となるが、当該施設は平成27年に竣工され新耐震基準を満たしており、倒壊を免れる可能性がある。万一、市役所新館が被災し使用不能となった場合は、地域防災計画に基づき、危機管理監が代替施設を公共施設より選定して使用するものとする。

候補施設	市役所本庁舎
	文化センター「クレアこうのす」

図表— 1 4

点検体制

非常時優先業務の実施拠点として、庁舎の安全確認を行う必要がある。市役所をはじめ職員が勤務する施設は、想定する地震により倒壊する可能性は低いが、非常時優先業務に従事するための執務スペースを確保するにあたり、余震の発生も想定したうえで十分に安全確認を行う。

(2) 執務環境

ガラスの破損やオフィス家具等の転倒により、職員の身体に危険があるほか、庁舎内への出入りに相当な困難が予想される。業務継続に必須の資源である照明やパソコン等は、電力の供給に依存するため、商用電源が停止した場合における非常用電源の確保が極めて重要である。また、非常用電源が稼働できるだけの燃料を確保する必要がある。

執務の被害を軽減するため、あらかじめ、ガラスの飛散防止措置やオフィス家具等の転倒防止措置の実施など、執務環境を確保する。また、防災上重要な施設について、鴻巣市防災備蓄計画に基づき、非常用発電設備及び燃料の備蓄を推進する必要がある。

(3) 備蓄物資

職員の食料、生活必需品等の備蓄物資については、想定される避難者・帰宅困難者分とともに鴻巣市防災備蓄計画に基づいて備蓄を行っている。また、非常時優先業務を行うに当たって必要となる資機材についても、鴻巣市防災備蓄計画に基づき市役所敷地内の鴻巣市防災備蓄センターへの備蓄を進めているが、甚大な被害により物資が不足することも予想される。

不足した物資の確保のため、物資調達・輸送調整等支援システムを用いて県へ支援の要請をするほか、災害時応援協定による支援物資やレンタル機材の調達が必要となる。迅速な物資の要請や円滑な受け入れが可能となるよう、システムの操作確認や協定先との連絡交換等を定期的に行う。

なお、備蓄物資については、平時より物資調達・輸送調整等支援システムを用いて、備蓄状況を確認・管理する。

3 情報に関する課題と対策

(1) 情報システム

- ① 「ICT 部門における業務継続計画」のとおりである。
- ② 情報システムが被災した場合においても、早期の復旧が可能となるように、システム管理会社との連絡体制を常時維持しておくことが必要である。
- ③ サーバー室の耐震化、システム維持のための非常用電源の長期連続運転時間確保、各課が独自管理するシステムの早期復旧体制確立などの課題に対応することが必要である。

(2) 早期復旧体制の確立

住民サービスに関わる大半の業務は、情報システムで運用しており、システムやネットワークの中断は、各課の業務継続に多大の影響を与えるため、想定被害に対する代替策や早期復旧体制を構築しておくことが重要となる。

- ・ 非常用発電機による情報システムの運用継続体制の確立
- ・ 事務用のパソコンの災害対策、早期復旧体制

(3) 情報のバックアップ体制

データについては、一度喪失すると復元不可能なものが生じることから、データのバックアップについては平常時から十分な対策をとる。

第6章 計画の推進

1 推進体制

本計画の管理責任者は、危機管理課長とする。

2 研修・訓練の実施

市の全職員が非常時優先業務の重要性を理解し、各部署及び職員一人ひとりに課せられた役割を果たすことができるよう、職員に対する教育・研修・訓練を行い、その対応能力の向上に努めるものとする。

今後、市勢状況の変化や人事異動等による各職員の役割や業務の取り扱い方法等が変わることを考慮し、毎年度1回は各種の研修を行う。

3 計画の見直し

(1) 業務継続マネジメントによる点検・見直しの基準

本計画では、訓練等を通じて問題点を洗い出し、是正すべきところを改善し、計画を更新するという継続的改善に取り組むことで、その実効性を向上させる。具体的には、本計画作成後に各所属の責任者は、以下に挙げるような事項について、実施状況を点検することで、計画の点検・見直しを行うものとする。

- ・業務の優先度評価・目標復旧時間の変更
- ・業務内容・担当職員の変更
- ・業務に必要な資機（器）材の変更
- ・サービス・資機（器）材の関係業者の変更

特に、地域防災計画に修正があった場合には、その内容を本計画に反映する。両計画の整合性を図りつつ、業務遂行の実効性を高めていく。

その他、国及び埼玉県計画やガイドラインに変更があった場合、又は組織改正等があった場合にも、本計画の見直しを行うこととする。また、訓練等において明らかになった問題点を踏まえて、必要となった人員や資機（器）材等を必要量確保できるよう検討する。

(2) 進行管理

本計画の点検・見直しに際しては、副部長が中心となって、人事異動に伴う参集予測の見直しや非常時優先業務継続体制に関わる課題への対応処置等、不断の点検・見直しを行うものとする。

改廃手続き

(1) 各課長等の対応

各課長等は、本計画内の担当課に関連する記載事項について、点検・見直しの結果、修正や廃止等が必要と判断した場合、その理由、改廃の案等を、危機管理課に報告する。

また、危機管理課長の改廃の承認、指示により、文書処理を実施し、部内、危機管理課、その他関係部署・機関に配布する。

(2) 危機管理課長の対応

危機管理課長は、本計画の内容について修正や廃止等が必要と判断した場合、また各課長から本計画の改廃等について報告を受けた場合、速やかにその要否について関係課等と協議・検討し、必要な場合、改廃を各課に指示する。

鴻巣市業務継続計画

令和7年1月修正

編集発行
事務局

鴻巣市
危機管理課
埼玉県鴻巣市中央1—1
電話 048-541-1321